

京都市成年後見制度利用促進計画の見直しについて

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、本市の成年後見制度利用促進計画は、高齢分野の分野別行政計画である「京都市民長寿すこやかプラン」と一体的に策定している。また、障害分野の分野別行政計画である「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」にも、同じ利用促進に向けた取組を記載している。

「京都市民長寿すこやかプラン」の計画期間は令和9年3月末までであることから、令和9年4月以降に向けて見直しが行われ、成年後見制度利用促進計画も一体的に見直される。

1 成年後見制度概要

判断能力が不十分か欠けている方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）について、契約の締結等を代わって行う代理人等、本人を援助する人を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消す等により、これらの方を保護・支援する制度。

2 成年後見制度の現状及び課題

(1) 現状

高齢化の進展、「親なき後」の不安増大等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

(2) 課題

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

3 民法改正の概要

- 「後見」「保佐」を廃止し、「補助」に一本化

※本人の判断能力に応じて、「補助」と「特定補助」に分かれる

後見人等に与えられていた包括的な代理権から、本人が必要とする支援の内容によって、**必要最低限の権限を選択できるオーダーメイド型**に。

- 補助制度開始の3つの要件

- ・判断能力の不十分さ
- ・具体的な必要性
- ・本人の請求又は同意が原則

制度利用の必要性の解消や、あらかじめ定めた期間の満了を終了事由とすることで、**終われる制度**となる。

- 本人の意向の尊重及び身上の配慮

補助人としてその事務を行うに当たり、本人の意思、意向、選好等を把握するようにし、**本人の意向が把握できた場合には、原則としてそれに従い事務を行う。**

(参考：民法等の一部を改正する法律 [001465481.pdf](#))

4 社会福祉法改正の概要

- 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院時の手続き支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図る。

- 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにする。

(参考：社会福祉法等の一部を改正する法律の概要 [001715737.pdf](#))

5 成年後見制度利用促進計画の見直し

成年後見制度利用促進計画の見直しに当たっては、改正後の民法及び社会福祉法の施行に向けた国の準備状況を注視しつつ、障害分野の関係者も参画している成年後見制度利用促進協議会で意見聴取を行ったうえで、高齢者施策推進協議会において見直し内容を検討していく。

成年後見制度利用促進計画の見直し案については、「京都市民長寿すこやかプラン」の見直し案と一体的にパブリックコメントが実施される予定であることから、パブリックコメント実施前（11月頃を想定）に、障害者施策推進審議会委員に見直し案をお示しし、意見聴取を行う予定である。